

山口市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、山口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 市長
- 二 教育委員会（教育長及び教育委員）

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ、市長が招集する。

2 教育委員会は、協議すべき必要があるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

第4条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付すべき議題を、あらかじめ構成員に通知して行う。

第5条 会議の進行等は、事務局が行う。

(意見聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項について意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当する場合は、非公開とすることができる。

2 公開には、山口市教育委員会会議傍聴人規則（平成17年10月1日教育委員会規則第3号）を準用する。

(会議録)

第8条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第9条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議開催の日時及び場所

二 出席者及び欠席者の氏名

三 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名

四 会議の開会、閉会に関する事項

五 議題及び議事の概要

六 前各号に掲げるもののほか、会議において、必要と認められた事項

第10条 会議録は、会議終了後遅滞なく作成し、公表するものとする。

(事務局)

第11条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務課及び総合政策部企画経営課が担当する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。